

事務所だより

〒861-8029

熊本市東区西原 2 丁目6番21号

杉山友香社会保険労務士事務所

TEL:096-201-8021 FAX:096-201-8022

<https://sugiyama-office.p-kit.com/>

令和8年3月号



子ども子育て支援金制度が始まります！

～令和 8 年 4 月分の給与より徴収が開始されます～

文責：杉山 友香



～制度の概要～

この制度は、改正子ども・子育て支援法に基づき 2024 年6月に成立しました。財源を確保し、妊娠から高校生年代までの切れ目のない支援を実現するためのものとなり、企業と従業員が折半で負担し、従来の「子ども・子育て拠出金」と統合されます。

～子ども・子育て支援金率について～

- ・令和8年4月から、子ども・子育て支援金制度が始まります（令和8年5月納付分から徴収開始）。
- ・令和8年度の被用者保険（健保組合、協会けんぽ、共済組合）は共通の支援金率（一律の率）となり、支援金率は 0.23%。

～年収別の支援金額の試算（令和8年度）～ ※算出方法は以下のとおり

年収	被保険者一人当たり (月額)
200万円	192円
400万円	384円
600万円	575円
800万円	767円
1,000万円	959円

- ・年収（標準報酬総額。毎月の給与と賞与の合計額）に、国が示す一律の支援金率（0.23%）を掛けて年額を算出。
- ・年額を、12 で割って月額にしたものに、1/2（本人拠出分）を掛けて算出。
- ・賞与からも徴収されます。

実務上は、社会保険料は当月分を翌月に支給される給与から控除し納付するため、子ども・子育て支援金についても、2026 年 4 月分を 5 月に支給する給与から控除することになります。この際、社会保険料額の内訳として子ども・子育て支援金額を示すことは法令上の義務ではないことから、給与明細で健康保険料等とは分けて表示することは必須とはなっていません。ただし、こども家庭庁では、子ども・子育て支援金制度が社会全体でこどもや子育て世帯を応援する趣旨であることを踏まえて、給与明細にその内訳を記載する取組みについて理解・協力をお願いしています。

従業員にとっては、負担感があるかと思うしますので、関連記事にあるリーフレット等を用いて、あらかじめ周知しておきたいものです。



採用内定の取り消しの法的留意点（２）

文責：伊東 毅



どの業界・業種でも、どんな職種・仕事でも、人手不足は深刻です。そのために、紹介会社を使いたいとの気持ちはよく理解できると思いますが、それは一時しのぎの麻薬であることは、前号でご紹介しました。紹介会社に多額の紹介料を支払うのであれば、自社の職員様に「紹介料」を支払った方が良いでしょうし、就職してくる方に「支度金」を支払った方がどんなに喜ばれることか。どうかそのような制度を設けて下さい。

さて、採用に当たり、書類選考、採用面接、筆記試験などを経て、採用の内定またはその新卒の場合は前段で採用内々定を出されるかと思えます。

採用内々定は、卒業年度の在学中に正式内定日（10/1）より前に口頭で内々定を行うものです。この場合の採用内々定は、労働契約の締結とは言えませんが、取り消しも可能です。ただ、正式内定日以降の採用内定取り消しには以下の留意点に気を付けて下さい。

新卒の場合の採用内定は、採用は4/1から（始期付き）、かつ内定通知書や誓約書に反する事態があれば内定を取り消す（解約権留保付き）とする労働契約が成立しているとされています。ですが、内定を取り消す場合は、内定取消事由に該当する事実があったからといって、取り消しが当然に有効となるわけではありません。解雇権濫用法理が適用され、客観的合理性と社会的相当性が求められます。

つまり、内定取消事由に該当する事実（客観的で合理的な理由）がある場合でも、軽微な事案で内定を取り消すなど、犯した非違行為と取消という重い処分が比例原則に反すると判断されれば、社会的相当性がないとされる可能性があります。

その場合、採用を強制されることまではありませんが、損害賠償を請求される可能性があります。

中途採用者の内定取り消しについては、紙面の都合で次号に掲載します。



令和 8 年度の都道府県健康保険料率が改定

～40 都道府県で健康保険料率が引き下げ～

文責：杉山 友香

令和 8 年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年 3 月分(4 月納付分)からの適用となります。皆さまのご理解をお願い申し上げます。

令和 8 年度都道府県単位保険料率 ※主要都府県抜粋

※40 歳から 64 歳までの方(介護保険第 2 号被保険者)は、これに全国一律の介護保険料率(1.62%)が加わります。

※任意継続被保険者及び日雇特例被保険者の方は 4 月分(4 月納付分)から変更となります。



	令和7年度	↑:引上げ ↓:引下げ	令和8年度
東京都	9.91%	↓	9.85%
大阪府	10.24%	↓	10.13%
山口県	10.36%	↓	10.15%
福岡県	10.31%	↓	10.11%
佐賀県	10.78%	↓	10.55%
長崎県	10.41%	↓	10.06%
熊本県	10.12%	↓	10.08%
大分県	10.25%	↓	10.08%
宮崎県	10.09%	↓	9.77%
鹿児島県	10.31%	↓	10.13%
沖縄県	9.44%	→	9.44%